

岩手県告示第 617 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 宮古岩泉線
- (2) 供用開始の区間
 - ア 宮古市田代第 3 地割 13 番 1 地先内
 - イ 宮古市田代第 3 地割 15 番 2 地先内
 - ウ 宮古市田代第 3 地割 15 番 2 地先から 15 番 1 地先まで
- (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 21 日
- (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで
- 2 (1) 路線名 元木江刈内線
- (2) 供用開始の区間
 - ア 岩手郡岩手町大字江刈内第 28 地割 48 番地 1 地先から 5 番 6 地先まで
 - イ 岩手郡岩手町大字江刈内第 27 地割 1 番 1 地先から 52 番地先まで
- (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 21 日
- (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - イ 期間 平成 21 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで